

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条及び第十二条の二第一項（同法第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の六第一項第三号の表中

「嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法

を

「循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）又は嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法

に、「嫌気無酸素好気法（有機物及

び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は」を「循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）、嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は」に、「嫌気無酸素好気法（有機物を添加して

処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物及び)を「循環式硝化脱窒型膜分離活性炭汚泥法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、嫌気無酸素好気法(有機物を添加して処理するものに限る。)」に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物及び)に、「嫌気無酸素好気法(有機物を添加して処理するものに限る。)」に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物を添加して処理するものに限る。)」に限る。)に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物を添加して処理するものに限る。)」に改める。

第九条の四第一項第十五号中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

計画放流水質の区分に応じて下水を処理する方法に、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法を追加するとともに、特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれる一・一―ジクロロエチレンに係る排水基準を緩和する必要があるからである。